

消費者問題ネットワーク しずおか通信

2015.5.19 No.27

事務局；静岡県生活協同組合連合会

TEL054-253-5987 FAX 054-272-6971

e-mail:mt-fuji@msa.biglobe.ne.jp

URL:http://www5b.biglobe.ne.jp/~kenren

『消費者被害 6.7 兆円』(昨年度推計) 悪質商法や誇大広告 被害額は前年度より 7000 億円増え、高齢者の被害や、1 万円以上の高額被害が増えたという。また被害件数は 1020 万件に上り、前年から 10 万件以上増えた。(朝日新聞 5/12 付) 一社会全体の課題として取り組む必要があります。その取り組みとして、消費者市民社会の形成が求められています。この通信(No.27)の 2 ページ「消費者市民社会をめざす消費者教育とは」に書かれています。

第5回幹事会議事録



◇日時：2015年5月12日(木) 13:30~15:30

◇会場：生協ユーコープしずおか県本部 会議室

1. 検討事項

(1) 「消費者問題入門講座」について

事務局より現状の報告ののち協議がされ、以下のような確認がされた。

- ・焼津市に地域での悪質商法の状況報告をもらい、講師に参考にしてもらったほうが良い。
- ・次回からは、自治体からも講師の手当・交通費の一部負担をしてもらうようにする必要がある。その意味でも来期の提案は秋には自治体に送れるように検討を早める必要がある。

(2) 総会準備について

<2014 活動報告>

- ・12月に要望書を送った自治体名を記載する。
- ・静岡大学での学際科目「消費について考えよう」では、約150名の学生の受講、協働協同で講師にあたったことを記載する。

<活動計画>

- ・「対策講座開催の検討」を記載する。
- ・「関連団体と連携して、適格消費者団体の設立をめざします」とする。

<第2部>

第一候補を、消費者庁からの「資格制度の方向等の説明」とし、色川代表が打診することとした。第二候補としては、「神奈川県での適格消費者団体設立の動きについての報告」とした。

<日程・次第等>

開催日：7月17日(金) 13:30~14:20

会場：県司法書士会館4階 司ホール

来賓：静岡県、静岡市、浜松市、労福協、司法書士会

(3) HP会員ページの活用について

- ・自由に質問やそれに対する回答を投稿できるようにする。そこに、投稿があった場合に幹事に自動で連絡が来るようにする。
- ・パスワードは毎年変更し、事務局に申込をしてきた個人会員だけに連絡することとする。

☆消費者問題入門講座について

消費生活センターのある県内 24 の自治体に「2015 年度消費者問題入門講座共同開催のお願い」の依頼文を送り、現在 4 会場で開催が決まっています。

- *5月25日焼津市消費者総会及び研修会
- *7月9日 小川公民館女性講座
- *8月20日東益津公民館女性講座
- *10月21日東益津公民館浜当日社会学級
- *2自治体で検討中

色川代表が、『web「国民生活」特集【消費者市民社会の形成に向けた消費者教育一展望と課題一】』に寄稿されたものです。

(http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201503_01.pdf)

「消費者市民社会に向けた地方における消費者教育施策の現状と課題」

1.消費者市民社会をめざす消費者教育とは

(前段略)

なぜ今、このような概念が前面に出てきたのでしょうか。それは今日の消費者教育が、悪質商法とクーリング・オフの紹介など被害の未然防止のためだけになっているという反省からです。確かに目の前で起こる消費者トラブルに対応する能力も重要です。しかし、現れた消費者トラブルを抜本的に解決するには、消費者力を高めるとともに、法令等の整備も必要で、それを要請する世論の形成も重要です。言い換えると、消費者トラブルは各個人で起こるものですが、その解決には社会にかかわる視点が求められているわけです。

この後者の視点を消費者教育の体系の中で改めて位置づけていこうというのが、今回の消費者市民社会という概念には込められています。

ご案内

第10期 総会と 学習会

総会；7月17日（金）
13：30～14：20
学習会；14：30～16：00

会場；県司法書士会館4階
司ホール

学習会の講師は、ただ今調整中

第一候補としては、消費者庁からの
「資格制度の方向等の説明」
第二候補としては、「神奈川県での適格
消費者団体設立の動きについての報告」

次回幹事会

総会の前に行う
2015年7月17日（金）
12：00～
静岡県司法書士会館
4階司ホール